

令和 8 年

【 医療機関等 各位 】

三重県津市健康福祉部健康づくり課

妊産婦及び乳児の健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査に  
関する費用の助成について（依頼）

津市では、妊産婦及び乳児の健康診査、検査に関する費用の助成を実施  
しています。

健康診査、検査に関する留意事項は別紙のとおりです。御確認の上、受  
診の際には御配慮頂きますようお願いいたします。

津市 健康づくり課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23-1

電話：059-229-3310

FAX:059-229-3346

# 津市 乳児一般健康診査費用助成の流れ

## 【医療機関が費用の請求に係る事務を実施しない場合】

### 1 対象者

受診日において津市内に住民登録を有する満4か月及び10か月の乳児（ただし満1歳未満まで受診可能）。出産予定日より早く生まれた乳児については、修正月齢で受診可能。

### 2 予約時

対象者であるかを確認する。

「4か月児一般健康診査結果票」、または「10か月児一般健康診査結果票」を持参するよう伝えてください。

### 3 受診時

「4か月児一般健康診査票」、「成育医療等基本方針に係る問診項目（オレンジ色）」の両面、または「10か月児一般健康診査結果票」の太枠部分は保護者が記入する。**\*点線枠分は医療機関にて記入してください。**

### 4 健康診査を実施

健診結果を母子健康手帳及び「4か月児一般健康診査票」、または「10か月児一般健康診査結果票」に記載してください。

4か月児健康診査では、「成育医療等基本方針に係る問診項目（オレンジ色）」の記載内容も確認をお願いします。

※「4か月児一般健康診査結果票」、「成育医療等基本方針に係る問診項目」、「10か月児一般健康診査結果票」は保護者による津市への費用助成申請時に必要なためすべて記入し、保護者に渡してください。

### 5 保護者の費用

健診費用を保護者に請求、徴収し、領収証等を発行してください。

令和8年度の助成金額の上限額は、4か月児、10か月児それぞれ 8,866 円です。

### 6 市への請求

医療機関からの請求は不要です。保護者から市へ費用助成の手続きをするよう指導してください。

## 問い合わせ先

津市健康福祉部 健康づくり課 管理担当（〒514-8611 津市西丸之内23番1号）  
電話番号 059-229-3310 FAX番号 059-229-3346